

第 5 0 号 議 案

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新宿区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第11項第2号又は」を「第11項第2号若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定により保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「、次」を「次」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 3 条第 4 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 3 号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正に伴い、新宿区における家庭的保育事業等の運営に関する基準を改める必要があるため